

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和4年3月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z」改訂一覧表

◆令和4年4月26日

第3章 主な医薬品とその作用				
No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P145	問題4の表 特徴の欄 上から1つ目 下から1行目	・神経痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれなどに用いられる	・神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれなどに用いられる
2	P151	問題9 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは削除となった内容である。
3	P153	表 特徴の欄の左側 上から1つ目 上から2行目	肝障害	肝機能障害
4	P157	表 上から2つ目	オキシドール、 過酸化水素の分解に伴って発生する活性酸素による酸化、発生する酸素による泡立ちによる物理的な洗浄効果 効く、効かない、効かない、効かない	削除
5	P159	問題18 解説	d 誤 コンドロイチン硫酸ナトリウムは、結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として用いられる。	d 誤 コンドロイチン硫酸ナトリウムは、角膜の乾燥を防ぐことを目的として用いられる。
6	P169	問題28 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは「又はクリーム」が削除となっている。
7	P173	問題31 解説	2 正 問題文の通り。	2 正 問題文の通り。※現行の手引きでは「結膜や」が削除となっている。
8	P173	問題32 解説	c 誤 アスピリン、サザピリン、イブプロフェンについては、一般用医薬品では、小児に対してはいかなる場合も使用しないこととなっている。解熱鎮痛成分がアセトアミノフェンや生薬成分のみからなる製品の選択を提案したりする等の対応を図ることが重要である。	c 誤 アスピリン、サザピリン、サリチル酸ナトリウム、イブプロフェンについては、一般用医薬品では、小児に対してはいかなる場合も使用しないこととなっている。解熱鎮痛成分がアセトアミノフェンや生薬成分のみからなる製品の選択を提案したりする等の対応を図ることが重要である。
9	P177	問題35 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは削除となった内容である。
10	P177	問題35 解説	c 誤 セミアルカリプロテイナーゼは、肝機能障害があると代謝や排泄が遅延して、それらの副作用が現れやすくなるため、肝臓病の診断を受けている人は医師等に相談する必要がある。	c 誤 トラネキサム酸は、凝固した血液を溶解されにくくなる働きもあるため、血栓のある人(脳血栓、心筋梗塞、血栓性静脈炎等)や血栓を起こすおそれのある人に使用する場合は、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正
11	P179	問題38 解説	2 正 問題文の通り。	2 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「軽く息を吐いたり、声を出しながら」が「軽く息を吐きながら」に改正されている。
12	P187	問題46 解説	b 誤 アセトアミノフェンは、主として中枢作用によって解熱・鎮痛をもたらすため、末梢における抗炎症作用は期待できない。その分、他の解熱鎮痛成分のような胃腸障害は少なく、空腹時に服用できる製品もある。また、内服薬のほか、専ら小児の解熱に用いる坐薬もある。	b 誤 アセトアミノフェンは、主として中枢作用によって解熱・鎮痛をもたらすため、末梢における抗炎症作用は期待できない。その分、他の解熱鎮痛成分のような胃腸障害は少なく、空腹時に服用できる製品もあるが、食後の服用が推奨されている。また、内服薬のほか、専ら小児の解熱に用いる坐薬もある。
13	P187	問題46 解説	c 正 問題文の通り。	c 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「クローン氏病」が「クローン病」に改正されている。
14	P189	・相談することの表 「相談すること」の欄 下から1つ目 下から1行目	クローン氏病	クローン病
15	P189	問題48 解説	5 正 問題文の通り。	5 正 問題文の通り。※現行の手引きでは「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」が「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」に改正されている。
16	P195	問題53 解説	c 誤 一般医薬品のオキシドール(過酸化水素水)は、一般細菌類の一部(連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌)に対する殺菌消毒作用を示すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。	c 誤 一般医薬品のオキシドール(過酸化水素水)は、一般細菌類の一部(連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌)に対する殺菌消毒作用を示す。※現行の手引きでは「真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。」が削除となっている。
17	P197	問題56 解説	2 誤 コンドロイチン硫酸ナトリウム - 結膜や角膜の乾燥を防ぐ作用	2 誤 コンドロイチン硫酸ナトリウム - 角膜の乾燥を防ぐ作用
18	P199	問題57 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。※現行の手引きでは削除となった内容である。
19	P205	問題63 解説	ウ 誤 検体中に対象物質が存在していないにもかかわらず、検査対象外の物質と非特異的な反応が起こって検査結果が陽性となった場合を擬陽性という。	ウ 誤 検体中に対象物質が存在していないにもかかわらず、検査対象外の物質と非特異的な反応が起こって検査結果が陽性となった場合を偽陽性という。※現行の手引きでは「擬陽性」が「偽陽性」に改正されている。
20	P205	問題63 解説	エ 正 問題文の通り。	エ 正 問題文の通り。※現行の手引きでは「擬陰性・擬陽性」が「偽陰性・偽陽性」に改正されている。
21	P215	問題73 解説	1 正 問題文の通り。	1 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「軽く息を吐いたり、声を出しながら」が「軽く息を吐きながら」に改正されている。
22	P219	問題77 解説	d 誤 皮膚が厚く角質化している部分には、液剤が適する。クリームや軟膏が適するのは、じゅくじゅくと湿潤している患部である。	d 誤 皮膚が厚く角質化している部分には、液剤が適する。

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P279	表 代表的な法定表示 事項の欄 上から6～7行目	・要指導医薬品である旨を示す 識別表示 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 識別表示	・「要指導医薬品」の文字 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 字句
2	P283	表 代表的な法定表示 事項の欄 上から6～7行目	・要指導医薬品である旨を示す 識別表示 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 識別表示	・「要指導医薬品」の文字 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 字句
3	P285	問題8 解説 上から4行目	② 開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項	② 開設者 等 の氏名又は名称、許可証の記載事項
4	P285	問題8 解説 上から5行目	③ 薬局、店舗 の管理者の氏名	③ 管理者の氏名
5	P285	問題8 解説 上から6～7行目	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項 本文に規定する 登録販売者以外の登録販売者若しくは同項 本文に規定する 登録販売者の別、その氏名及び担当業務
6	P287	問題9 解説 左下の枠の中 上から3行目	② 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	② 薬局製造販売医薬品又は 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
7	P293	表 代表的な法定表示 事項の欄 上から6～7行目	・要指導医薬品である旨を示す 識別表示 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 識別表示	・「要指導医薬品」の文字 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 字句
8	P297	問題19 解説 上から6行目	② 開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項	② 開設者 等 の氏名又は名称、許可証の記載事項
9	P297	問題19 解説 上から7行目	③ 薬局、店舗 の管理者の氏名	③ 管理者の氏名
10	P297	問題19 解説 上から8～9行目	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項 本文に規定する 登録販売者以外の登録販売者若しくは同項 本文に規定する 登録販売者の別、その氏名及び担当業務
11	P297	問題19 解説 上から16～17行目	① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義 及び これらに関する解説	① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義 並びに これらに関する解説

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
12	P297	問題19 解説 上から20行目と21 行目の間に追加		④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する 場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに 関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列に関する解 説
13	P297	問題19 解説 上から21行目	④ 要指導医薬品の陳列に関する解説	⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説
14	P297	問題19 解説 上から22行目	⑤ 指定第二类医薬品の陳列等に関する解説	⑥ 指定第二类医薬品の陳列等に関する解説
15	P297	問題19 解説 上から23行目	⑥ 指定第二类医薬品を購入し、	⑦ 指定第二类医薬品を購入し、
16	P297	問題19 解説 下から4行目	⑦ 一般用医薬品の陳列に関する解説	⑧ 一般用医薬品の陳列に関する解説
17	P297	問題19 解説 下から3行目	⑧ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説	⑨ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説
18	P297	問題19 解説 下から2行目	⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	⑩ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
19	P297	問題19 解説 下から1行目	⑩ その他必要な事項	⑪ その他必要な事項
20	P305	問題26 解説	b 誤 特定販売を行うことについてインターネットを利用し て広告する場合には、ホームページに薬局の主要な外観 の写真及び一般用医薬品の陳列の状況を示す写真を表示 しなければならない。	b 誤 特定販売を行うことについてインターネットを利用し て広告する場合には、ホームページに薬局の主要な外観 の写真及び 薬局製造販売医薬品又は 一般用医薬品の陳 列の状況を示す写真を表示しなければならない。
21	P307	問題28 解説 上から6行目	② 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	② 薬局製造販売医薬品又は 一般用医薬品の陳列の状況 を示す写真
22	P307	問題29 解説 上から6行目	② 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真	② 薬局製造販売医薬品又は 一般用医薬品の陳列の状況 を示す写真

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
23	P309	問題30 ●特別用途食品、 保健機能食品の概 要 図内の左上	特別用途食品	広義の特別用途食品
24	P309	問題31 解説	d 誤 健康食品とよばれるものは、法令で定義されたものではなく、一般に用いられているものである。	d 誤 健康食品という単語は、法令で定義された用語ではないが、一般に用いられている単語である。
25	P313	表 代表的な法定表示 事項の欄 上から6～7行目	・要指導医薬品である旨を示す 識別表示 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 識別表示	・「要指導医薬品」の文字 ・一般用医薬品のリスク区分を示す 字句
26	P327	問題48 解説 上から4行目	② 開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項	② 開設者 等 の氏名又は名称、許可証の記載事項
27	P327	問題48 解説 上から5行目	③ 薬局、店舗 の管理者の氏名	③ 管理者の氏名
28	P327	問題48 解説 上から6～7行目	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項 本文に規定する 登録販売者以外の登録販売者若しくは同項 本文に規定する 登録販売者の別、その氏名及び担当業務
29	P359	問題80 解説 販売従事登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添える内上から4～6行目	・申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が 麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるか に関する医師の診断書	・申請者が 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
30	P363	問題83 解説	3 誤 登録販売者が店舗管理者になるには、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、①一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間、②登録販売者として業務に従事した期間、が通算して2年あることが必要である。	3 誤 登録販売者が店舗管理者になるには、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、①一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間、②登録販売者として業務に従事した期間、が通算して2年 以上(従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上) あることが必要である。

第5章 医薬品の適正使用・安全対策

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P435	問題62 解説	b 誤 要指導医薬品又は一般用医薬品は、 薬剤師、登録販売者 その他の医薬関係者から提供された情報に基づき、一般の生活者が購入し、自己の判断で使用するものである。そのため、添付文書や製品表示に記載されている適正使用情報は、一般の生活者に理解しやすい平易な表現でなされているが、その内容は一般的・網羅的なものとならざるをえない。	b 誤 要指導医薬品又は一般用医薬品は、 その医薬品のリスク区分に応じた販売又は授与する者 その他の医薬関係者から提供された情報に基づき、一般の生活者が購入し、自己の判断で使用するものである。そのため、添付文書や製品表示に記載されている適正使用情報は、一般の生活者に理解しやすい平易な表現でなされているが、その内容は一般的・網羅的なものとならざるをえない。
2	P435	問題62 解説	c 正 問題文の通り。	c 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは「薬剤師、登録販売者」が「その医薬品のリスク区分に応じた販売又は授与する者」に改正されている。
3	P421	問題49 解説	副作用については、まず一般的な副作用について 発現部位 別に症状が記載され、そのあとに続けて、まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記載されている。	副作用については、まず一般的な副作用について 関係部位 別に症状が記載され、そのあとに続けて、まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記載されている。 ※現行の手引きでは「発現部位」が「関係部位」に改正されている。
4	P427	問題54 解説	a 誤 副作用については、まず一般的な副作用について 発現部位 別に症状が記載され、そのあとに続けて、まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記載されている。	a 誤 副作用については、まず一般的な副作用について 関係部位 別に症状が記載され、そのあとに続けて、まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記載されている。 ※現行の手引きでは「発現部位」が「関係部位」に改正されている。
5	P419	問題47 解説	d 正 問題文の通り。	d 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは「(領収書等)」が「(受診証明書)」に改正されている。
6	P373	問題2 解説 2段落目	また、その他「15歳未満の小児」に使用(服用)してはいけない医薬品成分として、アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、サリチル酸ナトリウム、プロメタジン テオカル 酸塩等のプロメタジンを含む成分、抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬(睡眠改善薬)、オキセサゼインがある。	また、その他「15歳未満の小児」に使用(服用)してはいけない医薬品成分として、アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、サリチル酸ナトリウム、プロメタジン 塩 酸塩等のプロメタジンを含む成分、抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬(睡眠改善薬)、オキセサゼインがある。
7	P373	問題1 解説	4 正 問題文の通り。	4 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは「クローン氏病」が「クローン病」に改正されている。
8	P375	問題3 解説	b 誤 イブプロフェンが配合された頭痛薬は、「 肝臓病 」、「 心臓病 」、「 腎臓病 」、「 胃・十二指腸潰瘍 、 潰瘍性大腸炎 、 クローン氏病 」の診断を受けた人等は「相談すること」とされている。	b 誤 イブプロフェンが配合された頭痛薬は、「 肝臓病 」、「 心臓病 」、「 腎臓病 」、「 胃・十二指腸潰瘍 、 潰瘍性大腸炎 、 クローン病 」の診断を受けた人等は「相談すること」とされている。